



三好市では
新たなまちづくりの推進などをめざして
行政組織の見直しと人事異動を行ないました

市役所組織再編の概要

市役所組織が次のとおり再編されました。
名称や取り扱う事務が変わる課があります
ので、ご注意ください。

・公園管理室
市内各地の公園などを一元管理する
ため、平成24年度に設置した公園等
管理準備室を公園管理室として新た
に設置しました。

・東祖谷認定こども園
東祖谷保育所を東祖谷認定こども園
に移行し、子育て支援と保育、教育
のサービスを一体化します。
各課の主な業務や、場所、電話番号
一覧はページ下の表のとおりです。

三好市職員人事

4月1日付で人事異動が行われました。

三好市の三役と 部長級の顔ぶれ



総務部	総務課 業 行政相談、情報公開、選挙等に関する業務 所 三好市役所3階 ☎7277600 業 人事、給与、研修等に関する業務 所 三好市役所3階 ☎7277624
危機管理課 業 危機管理、消防、防災、交通安全、防犯等に関する業務 所 三好市役所3階 ☎7277625	
行革推進室 業 行政改革、行政評価等に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277629	
秘書広報課 業 市長秘書、広報、広聴等に関する業務 所 三好市役所3階 ☎7277646	
管財課 業 公有財産、庁舎管理、指名審査委員会等に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277635	
公園管理室 業 公園等の管理・運営に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277656	
税務課 業 市民税、固定資産税、軽自動車税など税金に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277614	
三野総合支所 業 戸籍、福祉、税金、自治会、出納等に関する業務 所 三野総合支所1階 ☎7748000	
山城総合支所 業 戸籍、福祉、税金、自治会、出納等に関する業務 所 山城総合支所1階 ☎8611111	
井川総合支所 業 戸籍、福祉、税金、自治会、出納等に関する業務 所 井川総合支所1階 ☎7850001	
東祖谷総合支所 業 戸籍、福祉、税金、自治会、出納等に関する業務 所 東祖谷総合支所1階 ☎8802212	
西祖谷総合支所 業 戸籍、福祉、税金、自治会、出納等に関する業務 所 西祖谷総合支所1階 ☎8712273	
企画財政部	企画調整課 業 総合計画、広域行政等に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277607
文化交流推進課 業 文化交流の推進に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277633	
地域振興課 業 自治会、国際交流、市営バス等に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277649	
財政課 業 予算、決算、基金、地方債等に関する業務 所 三好市役所2階 ☎7277606	
情報政策課 業 情報政策、地域情報化、ケーブルテレビ等に関する業務 所 三好市役所3階 ☎7277641	
環境福祉部	市民課 業 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、国民年金等に関する業務 所 三好市役所1階 ☎7277609
人権室 業 人権啓発、人権相談、人権擁護委員等に関する業務 所 三好市役所1階 ☎7277622	
保険医療課 業 医療政策、国民健康保険、老人医療等に関する業務 所 三好市役所1階 ☎7277613	
健康づくり課 業 保健行政、健康増進、献血等に関する業務 所 三好市保健センター1階 ☎7277677	
福祉事務所 地域福祉課 業 地域福祉計画、民生児童委員、生活保護等に関する業務 所 三好市保健センター1階 ☎7277647	
福祉事務所 子育て支援課 業 児童福祉、保育所、児童相談、子育て支援等に関する業務 所 三好市子育て支援センター1階 ☎7277648	
福祉事務所 長寿・障害福祉課 業 高齢者・障害者福祉、敬老行事、介護保険等に関する業務 所 三好市役所1階 ☎7277612	
環境課 業 環境保全、ゴミ処理、飼犬登録、浄化槽等に関する業務 所 三好市環境課詰所 ☎7277636	
産業観光部	観光課 業 観光振興、観光イベント、観光施設等に関する業務 所 三好市分庁舎 ☎7277620
商工政策課 業 商工業の振興、消費者行政、企業誘致等に関する業務 所 三好市分庁舎 ☎7277645	
農業振興課 業 農業振興、畜産振興、鳥獣対策等に関する業務 所 三好市分庁舎 ☎7277617	
林業振興課 業 林業振興、緑化推進等に関する業務 所 三好市分庁舎 ☎7277618	
農林土木室 業 農林道、土地改良事業等に関する業務 所 三好市分庁舎 ☎7277619	
建設部	工務課 業 河川砂防、道路橋梁等に関する業務 所 三好市第一分庁舎 ☎7277623
管理課 業 道路の維持管理、市営住宅等に関する業務 所 三好市第一分庁舎 ☎7277681	
地籍調査課 業 地籍調査事業等に関する業務 所 山城総合支所2階 ☎861138	

・人事異動の概要

平成24年度の退職者は26名（うち課長級以上9名）、新年度の職員採用者は4名（一般行政職3名・看護師1名）で、平成25年4月1日現在の職員総数は前年同日比22名減の520名となります。

職員数の減に伴う配置については、公園管理室2名・水道課1名・管理課1名が増となりましたが、観光課をはじめ14の部署で職員の減となりました。

新たな管理職9名のうち女性管理職は3名が登用され、全体で17名となりました。管理職全体では70名に対し17名、率にして24・3%となり、今後も男女共同参画として積極的な女性管理職登用を推進します。

今回の人事異動は、前年に引き続き長期異動のない職員（5年以上）を対象として重点的に行い、異動職員数は121名で、全職員520名の23・3%となります。

・人事異動

紙面の都合上、課長級以上の異動のみご紹介いたします。 ※（ ）内は旧任

【部長級】環境福祉部長（教育次長）田岡啓子▽産業観光部長（管理課長）山下昌稔▽教育次長（会計管理者）林清和▽会計管理者（監査委員事務局長）吉村光代

【課長級】管財課長（管財課長兼公園等管理準備室長）耕地孝裕▽公園管理室長（スポーツ健康課長）辺見進▽行革推進室長（税務課長補佐）篠原伸幸▽三野総合支所次長（環境課長）多田一久▽東祖谷総合支所長兼東祖谷歯科診療所事務局長（商工政策課長）谷口晃▽地域振興課長（議会事務局次長）小林昭▽市民課長兼人権室長（市民課長）岸本和宏▽保険医療課長（子育て支援課長）大西順一▽西祖谷診療所・大歩危診療所事務局長（西祖谷総合支所長補佐）森喜敬▽長寿・障害福祉課長（保険医療課長）梶芳青児▽敬寿荘施設長（井川総合支所主幹）大西久▽子育て支援課長（長寿・障害福祉課主幹）島本順一▽池田第一・第二保育所長（保険医療課長補佐）上尾倫章▽東祖谷認定こども園長（東祖谷総合支所長補佐）谷内とも子▽環境課長（池田第一・第二保育所長）酒井真二▽商工政策課長（地域振興課長）中村博▽管理課長（地籍調査課長）山本牧男▽地籍調査課長（山城総合支所長補佐）齊藤稔▽スポーツ健康課長（スポーツ健康課長補佐）松林修治▽池田中学校給食センター所長ほか（敬寿荘施設長）内田妙子▽議会事務局次長（人権室長）西村章彦▽監査委員事務局次長（三野総合支所長補佐）三好富恵

三好市まちづくり基本条例を紹介します

平成22年12月から連載を始めた「シリーズまちづくり基本条例」ですが、今回をもって連載を終えることとします。最終回のテーマは「市民」です。

【市民】

市民は「権利」を保有すると同時に、「役割及び責務」も果たさなければならぬことが記載されています。

- （市民の権利）
第5条 市民は、次に掲げる権利を有する。
- (1) 安全で安心して生活できる権利
 - (2) 行政サービスを等しく受ける権利
 - (3) まちづくりに参加する権利
 - (4) 市政に関する情報を知る権利

第1号は、安全な環境で、安心して生活する権利は市民のもっとも基本的な権利であるとしています。
第2号は、市内のどこに住んでいても行政サービスは

等しく提供されるべきであるということの意味しています。行政サービス受益（給）者は、その内容ごとに法律や条例で定められていますので、すべての市民がすべてのサービスを同じように受けられるという意味ではありません。

第3号は、市の政策や地域づくり活動に参加する権利のことです。また市の政策や活動への参加だけでなく、市民は自由にまちづくり活動を行い、まちづくりに対する意見を表明する主体的権利があります。

第4号でいう市政とは市の活動全般のことを意味します。知る権利は市民主役のためにもつ



とも重要な権利です。市民参加のためには市政に関する情報がなくてはなりません。その意味では「知る権利」は市民の権利の中でも、最も重要な権利だといえます。

- （市民の役割及び責務）
第6条 市民は、まちづくりは市民が主役であること自覚し、自らが活動できる範囲でまちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、まちづくりに参加するに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。
 - 3 市民は、まちづくりに参加しないことを理由として、差別的な扱いや不利益を受けない。

第1項は、まちづくりへの参加は市民の権利であると同

時に、他人任せにするのではなく自ら積極的に参加するように努力すべきだという考え方を示しています。

第2項は、まちづくりに参加する場合には、他の市民の意見や行動を尊重し、自らの発言や行動において責任を持つ必要がある事を定められました。

第3項は、第1項でまちづくりへの参加の努力義務を定めていますが、身体の故障など何らかの理由で参加できない場合もあり、参加できないことを理由に市や他の市民から差別的な扱いを受けたり、不利益をこうむることがあってはならないことを定めています。

今回で市報の連載は終わることとなりますが、まちづくり基本条例は「誰が為政者となっても狂わないルール」として制定されました。市民の皆様が条例を知っておくことが大事になります。

三好市ホームページではこれから情報も公開していきますので、折に触れぜひご覧ください。



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。

◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先
三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

東祖谷出張所	業 農林振興、道路の維持管理、市営住宅等に関する業務
東祖谷出張所	所 東祖谷総合支所1階 ☎ 880-26093
その他部局	業 診療科目（内科、外科、整形外科）
三野病院	所 三野病院 ☎ 77-2323
水道課	業 水道事業、水道施設、水道料金の徴収等に関する業務
会計課	所 三好市役所2階 ☎ 72-7626
市議会事務局	業 現金出納、収入支出命令の審査等に関する業務
市議会事務局	所 三好市役所1階 ☎ 72-7616
市議会事務局	業 市議会本会議、各委員会、会議録等に関する業務
市議会事務局	所 三好市役所4階 ☎ 72-7630
監査委員事務局	業 監査委員に関する業務
監査委員事務局	所 三好市役所2階 ☎ 72-7661
農業委員会事務局	業 農業委員会、農地基本台帳等に関する業務
農業委員会事務局	所 三好市分庁舎 ☎ 72-7621
選挙管理委員会事務局	業 選挙の管理執行、選挙管理委員会等に関する業務
選挙管理委員会事務局	所 三好市役所3階総務課内 ☎ 72-7604
公平委員会事務局	業 公平委員会に関する業務
公平委員会事務局	所 三好市役所3階総務課内 ☎ 72-7600
固定資産評価審査委員会事務局	業 固定資産評価審査委員会等に関する業務
固定資産評価審査委員会事務局	所 三好市役所3階総務課内 ☎ 72-7600
教育委員会	業 学校施設、学校環境、幼小中学校教育等に関する業務
学校教育課	所 三好市教育委員会庁舎2階 ☎ 72-3955
生涯学習課	業 生涯学習、青少年教育、公民館活動等に関する業務
生涯学習課	所 三好市教育委員会庁舎3階 ☎ 72-3900
文化財課	業 文化財、伝統芸能の振興等に関する業務
文化財課	所 三好市教育委員会庁舎3階 ☎ 72-3910
スポーツ健康課	業 スポーツ振興、体育施設管理、学校給食等に関する業務
スポーツ健康課	所 三好市教育委員会庁舎2階 ☎ 72-3917